

安全・安心ニュース No.17

大通コミュニティ協議会(総務)防犯
南区防犯協会大通支部

南区で特殊詐欺(架空請求)被害

12月27日に新潟市南区の60代男性から、新潟南警察署に

12月20日、携帯電話に「サイト利用料金の未納がある」旨のメールがあり、相手に電話をかけたところ、「30万円分の電子マネーギフトを購入して番号を聞かせてほしい」と言われ、コンビニで30万円分の電子マネーギフトを購入し、番号を伝えた。

その結果、だまし取られてしまった。
との届出がなされたということです。



これらは安全・安心ニュース NO.12で示したとおり、「サイトの料金未納」「退会手数料の支払い」などの名目で、コンビニなどで電子マネー(プリペイドカード)を購入させて、そのカード番号などを電話やメール、ファックスなどで知らせるよう要求して、そのカードの額面分のお金(利用権)をだまし取る手口です。

犯人は、連絡しないと法的処置をとる等と伝えて不安にさせる等、様々な方法でお金を支払わせようとします。

もう一度、安全・安心ニュース NO.4の「特殊詐欺→騙されないための対策10ヶ条」を確認して詐欺被害の防止を図ってください。

こういう架空請求の対策としては

1 迷惑メールや心当たりのない要求は無視

心当たりのない支払い要求は無視。返信は禁物。

2 電子マネー番号は人に教えない

電子マネーは番号が分かれば、勝手に使われるので、人には教えない。

3 迷ったら、心配だったら相談

困ったら、心配だったら、家族や警察に相談。警察相談ダイヤルは「#9110」

▼南区の60代男性、架空請求で30万円被害 27日、架空請求で30万円分の電子マネーをだまし取られたとして新潟市南区の男性が被害届を出した。20日に男性の携帯電話に「サイト利用料金の未納がある」とのメールが届いた。電話をかけた、電話に出た男から30万円分の電子マネーギフト券を購入するよう指示され、購入したギフト券の番号を伝え、だまし取られた。
(新潟南署)

ストップ
特殊詐欺